

# 公益財団法人川口市スポーツ協会定款

## 第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人川口市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県川口市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、川口市におけるスポーツ競技団体の競技力の向上と、市民スポーツの普及発展を図り、スポーツの振興に関する事業を行い、市民の体力の増進とスポーツ精神の高揚を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民の健康・体力づくりの推進
- (2) スポーツ教室及び各種スポーツ事業等の実施
- (3) スポーツに関する講演会の実施
- (4) 競技力向上を目指した各種スポーツ大会の実施
- (5) 競技団体及びスポーツ少年団の育成
- (6) 広報誌の発行及びその他の広報活動
- (7) スポーツ功労者及び優秀選手の表彰
- (8) 体育施設の管理運営に関すること
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、川口市において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の財産を分けて、基本財産とその他の財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行なうために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を経て、臨時評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員25名以上35名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の三親等の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関して行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行なうため要する費用を支払うことができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の規程
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有

する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会議長及び評議員会で選出された2名の評議員は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上22名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、若干名を副会長とする。

3 会長及び副会長以外の理事のうち、1名を専務理事とする。

4 第2項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行なうため要する費用を支払うことができる。

(責任の免除又は限定)

第27条 この法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因とな

った事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、前項の賠償責任について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第115条第1項で定義される非業務執行理事等との間で、同項に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 代表理事及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 運営委員会

(運営委員会)

第33条 この法人の事業を推進するために、理事会の決議を経て運営委員会を置くことができる。

- 2 第1項の委員会は、この法人の運営に必要な事項を審議し、理事会に意見

- を提出する。
- 3 第1項の委員会について運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。
  - 4 運営委員は、無報酬とする。ただし、その職務を行なうため要する費用を支払うことができる。

## 第9章 顧問、参与及び相談役

### (顧問)

- 第34条 この法人に、顧問を置くことができる。
- 2 前項の顧問は、理事会の決議を経て、代表理事が委嘱する。
  - 3 顧問は、代表理事及び理事会の諮問に応じ意見を述べることができる。
  - 4 顧問の解任は、理事会において決議する。
  - 5 顧問の報酬は、無償とする。

### (参与)

- 第35条 この法人に、参与を置くことができる。
- 2 前項の参与は、理事会の決議を経て、代表理事が委嘱する。
  - 3 参与は、理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。
  - 4 参与の解任は、理事会において決議する。
  - 5 参与の報酬は、無償とする。

### (相談役)

- 第36条 この法人に、相談役を置くことができる。
- 2 前項の相談役は、理事会の決議を経て、代表理事が委嘱する。
  - 3 相談役は、代表理事の相談に応じ、代表理事に意見を述べるができる。
  - 4 相談役の解任は、理事会において決議する。
  - 5 相談役の報酬は、無償とする。

## 第10章 事務局等

### (事務局等)

- 第37条 この法人の事務を処理するため、事務局及び体育施設の管理運営部門（以下「事務局等」という。）を置く。
- 2 事務局等には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任用する。
  - 4 事務局長及び職員は、有給とする。
  - 5 事務局等の組織及び運営に関し必要な規定は、理事会の決議を経て会長が定める。

## 第11章 加盟団体及び賛助会員



(加盟団体)

第38条 この法人の加盟団体は、この法人の目的に賛同する川口市内の次に掲げる団体とする。

- (1) 運動種目を代表する市単位の競技団体
  - (2) 小学校・中学校・高等学校を母体とする学校体育団体
- 2 加盟団体となるためには、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 加盟団体に関する規定は、理事会の決議を経て定める。

(分担金)

第39条 加盟団体は、理事会の決議により定める分担金を毎年度納入しなければならない。

(資格の喪失)

第40条 加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき。
- (2) 団体が解散したとき。
- (3) 除名されたとき。

(脱 退)

第41条 加盟団体が脱退しようとするときは、理由を付して脱退届を代表理事に提出しなければならない。

(除 名)

第42条 加盟団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て、代表理事がこれを除名することができる。

- (1) 分担金を納入しないとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に背く行為があったとき。
- (3) 前各号のほか、この法人の加盟団体としての義務に違反したとき。

(賛助会員)

第43条 この法人の賛助会員は、この法人の目的に賛同し、この事業を援助する個人又は法人とする。

- 2 賛助会員になろうとする者は、入会申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第44条 賛助会員は、理事会の決議により定める会費を毎年度納入しなければならない。

(退 会)

第45条 賛助会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を代表理事に提出しなければならない。

(除 名)

第46条 賛助会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て、代表理事がこれを除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に背く行為があったとき。
- (2) この法人の賛助会員としての義務に違反したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納したとき。

## 第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第48条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第13章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行す

る。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立登記日現在の理事及び監事は次に掲げるものとする。

|    |        |        |       |
|----|--------|--------|-------|
| 理事 | 大内 昌弘  | 長谷川 久雄 | 嶋 俊之  |
|    | 齊藤 和雄  | 横山 隆   | 白根 哲夫 |
|    | 栗飯原 典康 | 小田原 盛治 | 富岡 孝三 |
|    | 野崎 昌雄  | 成田 正   | 安達 善一 |
|    | 小嶋 靖章  | 松原 誠   | 星野 明弘 |
|    | 古挽 達夫  | 田中 一光  | 立石 泰広 |
|    | 松本 進   | 高田 勝   |       |

監事 野口 祐典 岩井 宏治

4 この法人の最初の会長は横山隆、副会長は長谷川久雄、安達善一、専務理事は高田勝とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

|       |        |        |       |
|-------|--------|--------|-------|
| 山口 修  | 西村 健次  | 木之村 功一 | 柴田 康弘 |
| 大石 賢治 | 堀井 勝男  | 鈴木 伸宜  | 岩武 成秋 |
| 檜木 宏  | 宮崎 正夫  | 江原 金司  | 加藤 義郎 |
| 福田 誠一 | 上原 忠博  | 吉川 和希  | 栗原 勝一 |
| 松平 秋子 | 大藤 雅史  | 道辻 治男  | 谷山 洋  |
| 豊田 淳夫 | 大野 泰子  | 江原 義夫  | 浅沼 良臣 |
| 斉藤 文夫 | 小野田 純一 | 大森 文司  | 木下 晃次 |
| 石井 靖司 | 針替 常行  | 武内 秀美  |       |

## 附 則

この定款は、令和6年2月1日から施行する。